

令和元年11月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
（うちガスこんろ（都市ガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 5件  
（うち卓球台1件、電動アシスト自転車2件、送風機1件、  
電動工具（楽器用、充電式）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 12件  
（うち携帯電話機（スマートフォン）1件、  
配線器具（ダクトレール用）1件、  
リモコン（電気式浴室換気乾燥暖房機用）1件、電気冷蔵庫1件、  
シュレッダー1件、靴（軽登山用）1件、自転車3件、  
電動アシスト自転車1件、靴1件、  
電気ストーブ（パネルヒーター）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800816、A201900007を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について  
(管理番号：A201900007、A201900821)

### ①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した電動アシスト自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

管理番号A201900007について、当該事故の調査の結果、当該製品は、ハンドルがロックされた状態で過大な力が加わると使用者に異常を知らせるためにハンドルロックのケースを意図的に破損させる設計であったが、ケースが破損すると内部のロックレバーの動きをガイドする溝が広がってロックレバーがカムから外れ、振動等でロックレバーが動いて意図せずロックが掛かる危険性に対して、技術的な保護対策が講じられていなかったため、走行時に突然ハンドルがロックしたものと推定されます。

また、管理番号A201900821について、当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

#### ○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

#### ○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	<a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a>	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	<a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a>	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：0.3%（2019年9月19日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	27	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201900007、A201900821）は含まない。

### <対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



### <車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

#### ○ブリヂストンサイクルブランドの場合



#### 車種表示マーク

AB73L3	車種略号
1D31PA	商品コード
121220	

#### ○ヤマハ発動機ブランドの場合



ヤマハ発動機株式会社	
登録番号	X561-1234567
軽動域用自転車 型式認定番号	交 N04-11
普通自転車 型式認定番号	交 A04-11
防犯登録時は、ヘッドパイプ上側の打刻番号 を使用して下さい。	

### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

**【問合せ先】**

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、大江

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900819	令和元年11月15日	令和元年11月21日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-330SB-R	株式会社パロマ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和元年11月18日に経済産業省産業保安グループにて公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800816	平成31年2月21日	平成31年3月22日	卓球台	B61	セノー株式会社	重傷1名	体育館で当該製品を片付けるため折り畳んだところ、左手指を可動部に挟み、負傷した。調査の結果、当該製品は、折り畳む際、固定用金具を持ち上げた状態を維持する必要がある構造であったことから、使用者の左手がまだフレームと固定用金具の間にある状態で、当該製品が折り畳まれたために事故に至ったものと推定される。	長野県	平成31年3月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900007	平成31年2月27日	平成31年4月2日	電動アシスト自転車	A6R82	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。調査の結果、当該製品は、ハンドルがロックされた状態で過大な力が加わると使用者に異常を知らせるためにハンドルロックのケースを意図的に破損させる設計であったが、ケースが破損すると内部のロックレバーの動きをガイドする溝が広がってロックレバーがカムから外れ、振動等でロックレバーが動いて意図せずロックが掛かる危険性に対して、技術的な保護対策が講じられていなかったため、走行時に突然ハンドルがロックしたものと推定される。	兵庫県	平成31年4月5日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:0.3%
A201900821	令和元年9月23日	令和元年11月21日	電動アシスト自転車	A4L82	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左膝を負傷した。事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月12日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:0.3%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900824	令和元年8月15日	令和元年11月21日	送風機	HX-104	鯛勝産業株式会社 (輸入事業者)	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	令和元年8月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900833	令和元年9月18日	令和元年11月22日	電動工具(楽器用、充電式)	FX-02	島村楽器株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を充電中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月21日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900820	令和元年10月13日	令和元年11月21日	携帯電話機(スマートフォン)	火災 死亡2名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が死亡した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月13日
A201900822	令和元年11月7日	令和元年11月21日	配線器具(ダクトレール用)	火災	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201900823	令和元年11月3日	令和元年11月21日	リモコン(電気式浴室換気乾燥暖房機用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201900825	令和元年11月5日	令和元年11月21日	電気冷蔵庫	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和元年11月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900826	令和元年11月6日	令和元年11月21日	シュレッダー	重傷1名	事務所で当該製品に詰まった紙を取り除いていたところ、手指が引き込まれ、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201900827	令和元年7月23日	令和元年11月22日	靴(軽登山用)	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、右足の靴紐が左足のフック(靴紐を掛ける部分)に引っ掛かり、転倒し、左肘を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月12日
A201900828	平成21年12月4日	令和元年11月22日	自転車	重傷1名	当該製品で坂道を走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成21年12月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900829	平成22年5月9日	令和元年11月22日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成22年5月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意



### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900830	平成29年1月15日	令和元年11月22日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左肘を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年2月9日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900831	平成29年1月23日	令和元年11月22日	自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、右足首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年5月9日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900832	令和元年10月19日	令和元年11月22日	靴	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、転倒し、左手首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月9日
A201900834	平成31年1月21日	令和元年11月22日	電気ストーブ(パネルヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年2月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

卓球台（管理番号：A201800816）



電動工具（楽器用、充電式）（管理番号：A201900833）

